

関係身分法では、定められた時期に医療従事者が自ら届け出ることが義務づけられている。しかし、実際の届出において、従来から届出率が100%ではなく届出漏れが生じている可能性があることが指摘されている。また、調査票の授受方法や疑義照会等の実態については全国レベルで調査が行われたことがなく、不明な点が多い。特に、医療機関に従事しない医師等に対する調査票配布の実態についても都道府県あるいは保健所等に任されているため不明である。

従って、これらの現状を把握するとともに、今後の調査票配布方法の改善、届出率の向上、さらに標記調査の在り方について検討するための基礎資料に資することを目的として、本研究を行うこととした。

具体的には、平成14年度の三師調査の実施直後に、全保健所に対して医師・歯科医師・薬剤師調査に関する業務の実態等についてのアンケート調査を実施し、検討を行った。

## B. 研究方法

下記の要領でアンケート調査を実施した。実際に発送したアンケート用紙は、[別添1]のとおりである。

### 1. 調査対象：

日本国内の全保健所（582ヶ所）

### 2. 調査方法：

郵送による自記式調査

### 3. 調査日程：

平成15年2月5日 アンケート発送

平成15年3月1日 アンケート回収期日

### 4. アンケート内容：

[別添1]のとおり

## C. 研究結果（中間報告）

平成15年3月20日までに到着した回答について集計を行った。アンケートの回収期日は3月1日であったが、実際にはそれ以降にも毎日相当数の返信があった。平成14年度の報告をまとめる都合上、3月20日到着分までを中間報告とした。

回収率 78.01%

(454件/全数582件)

有効回答率 78.01%

各質問に対する回答は、[別紙1]のとおりである。本報告の数値は上記理由から確定値ではない。来年度の最終報告で再度集計の上、報告予定である。時間的制約から数値については基礎統計のみを示し、記述回答についてはそれぞれの回答から主なものを示した。

## D. 考察（中間報告）

回収率は3月20日到着分で78%であり、郵送形式のアンケートとしては

非常に高いレベルであった。要因として平成14年度の三師調査の実施直後にアンケートを行ったことが調査時期として良かったことと、対象が保健所という行政機関であったことが挙げられる。

本報告の数値は確定値ではないため、アンケート項目内の相互関係や既存の他の調査報告との関連については、今後検討を行った上で、次年度に報告予定である。記述項目においても全回答およびそれに対する詳細な検討は次年度の報告のなかで示す予定である。

本報告では、保健所実務者の推定による届出率と、記述内容から多くの保健所の実務者が届出率向上に対する今後の方策として挙げている共通の見解について、中間報告として考察する。

まず、保健所実務者が推定する届出率はほぼ70%~100%の範囲にあり、概ね90%程度という回答が得られた。

元来、医師、歯科医師、薬剤師には、自発的に届出を行う義務がある。しかしアンケート結果からは、これら有資格者において届出が必要という認識が低く、実際には行政側の窓口となっている保健所の担当者の努力によって、届出が維持されている実態が明らかとなった。保健所の中には、他の調査の結果から、管内の医師、歯科医師、

薬剤師を把握し、調査票を配付し、未提出者には個人単位で督促をして回収しているところもある。しかし、都市圏をはじめ、大学病院等を抱える保健所では、管内の対象者数が10,000人を超えるところもあり、個人への督促が現実的でない場合も少なくない。

また、捕捉できている対象者には保健所実務者の努力によって届出が促されているが、捕捉できない対象者に対しては対処のしようがないという認識が示されている。特に解決が困難な問題点として、休職中の有資格者は捕捉できない点が挙げられており、特にこれは薬剤師において顕著である。

本来100%であるはずの届出率を向上させるための対策としては、自発的に届出を行うよう広報活動をこれまで以上に積極的に行うという実務レベルの対策が各地の担当者から挙げられている。特にインターネット上のホームページ（都道府県あるいは保健所）に広報を掲載するという方策が多く見られる。また、全国的なレベルでのマスメディアを使った広報を期待する声も大きい。これらは結局、保健所が通常得られる情報では捕捉できない有資格者に対して啓発活動が必要であるということを示している。

それとともに、医師、歯科医師については免許更新制度の導入などの、届出をせざるを得ないような制度面で

の改善も望まれている。

また、最終的に届出漏れを解消するためには、現状での届出漏れを正確に把握する必要がある。そのためには、国レベルで調査結果と医籍などとの照合により具体的な届出漏れ対象者の把握をある時点で行う必要性があると考えられる。

H. 知的所有権の取得状況  
なし

#### E. 結論（中間報告）

平成 14 年度の三師調査の実施直後に、日本国内 582 ケ所の全保健所に対して医師・歯科医師・薬剤師調査に関する業務の実態等についてのアンケート調査を実施した。回収率 78.0%と高い回収率であった。実際の届出は保健所実務者の努力によって支えられている面が大きいことが明らかとなった。休職中の有資格者の届出漏れは、保健所実務者が把握困難であることから大きな課題であることが鮮明となった。届出率向上に対しては広報活動が重要であるという認識が示された。さらに届出漏れ対象者の実態把握を国レベルで行う必要があると考えられた。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

なし

医師・歯科医師・薬剤師調査の現状に関する全保健所アンケート調査  
中間報告（平成 15 年 3 月 31 日集計）

回収率 78.01%（平成 15 年 3 月 20 日到着分 454 件／全数 582 件）  
有効回答率 78.01%

質問 1 医師・歯科医師・薬剤師調査の広報活動について

1-1	今回（平成 14 年度）事前の広報活動を保健所として行ったか
	行った <u>204 (44.9%)</u>
	行っていない <u>248 (54.6%)</u>
	不明 <u>2 (0.4%)</u>

具体的な広報活動

- ・ 広報誌
- ・ インターネットのホームページ
- ・ 関係団体に依頼

その他の記載内容・FM 局利用

- ・ 市・町広報紙に掲載依頼
- ・ ケーブルテレビ
- ・ ダイレクトメール
- ・ 病院に電話
- ・ 地域ローカル新聞に記事掲載 等

1-2 次回以降行った方がよいと思われる広報活動  
有 151 (33.3%)

- ・インターネットのホームページ
- ・広報誌への掲載
- ・全国一斉で、TVCM や新聞広告など
- ・厚生労働省で PR
- ・政府広報に載せる
- ・医師会等が、調査施設の連絡、周知を行う
- ・薬剤師で無職の方が多いので、薬局等にポスターを貼って頂く 等

1-3 勤務していない有資格者に対する広報活動で工夫している点  
有 83 (18.3%)

- ・前回（2年前）届出があった者に送付
- ・関係団体へ勤務していない有資格者の氏名、住所を照会し、直接本人宛てに通知している
- ・保健所窓口で用紙を受け取りに来た人に、知り合いに対しての声をかけを依頼
- ・市として、市政だよりに掲載している
- ・広報紙で、勤務の有無に関わらず提出が必要と明記 等

質問2 届出票の配付に関すること

2-1 配付した全体の枚数 (回答数 396件)

医師	213,937	枚
歯科医師	71,997	枚
薬剤師	171,198	枚

2-2 保健所に届出票を受け取りに来た者の人数

医師	216	人
歯科医師	483	人
薬剤師	4,125	人

2-3 保健所から届出票を関係機関に対して事前に送付した場合の送付先

・医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体へ

医師	20,601	枚
歯科医師	10,461	枚
薬剤師	33,747	枚

・医療機関へ

医師	125,716	枚
歯科医師	43,130	枚
薬剤師	31,657	枚

病院（注）

医師	94,959	枚
歯科医師	2,897	枚
薬剤師	28,966	枚

診療所

医師	63,932	枚
歯科医師	49,973	枚
薬剤師	6,268	枚

・薬局へ

薬剤師	57,968	枚
-----	--------	---

・介護老人保健施設・特別養護老人ホームへ

医師	3,132	枚
歯科医師	52	枚
薬剤師	499	枚

・行政機関へ

医師	4,185	枚
歯科医師	374	枚
薬剤師	2,504	枚

・(医師、薬剤師等のいる)企業へ

医師	244	枚
歯科医師	30	枚
薬剤師	10,918	枚

・研究所(地方衛生研究所、環境研究所等)へ

医師	124	枚
歯科医師	4	枚
薬剤師	666	枚

・大学等の教育機関へ(注)

医師	34,444	枚
歯科医師	7,978	枚
薬剤師	6,920	枚

・その他の送付先

具体的には、自衛隊補給処、社会福祉法人、障害者療育施設、  
個人希望者、別業種の勤務者、無職者等

医師	1,699	枚
歯科医師	705	枚
薬剤師	6,979	枚

(注) 大学の附属病院については、原則的に「教育機関」とした

質問3 調査に関して保健所が受けた問い合わせ等（苦情を含む）について

3-1	問い合わせ等の件数	<u>全</u>	<u>体</u>	<u>6,751</u>	<u>件</u>
		医師届出票		1,528	件
		歯科医師届出票		1,019	件
		薬剤師届出票		2,575	件

3-2 該当する問い合わせ等の方法

電話、FAX、インターネット、書簡

その他の具体的な記述内容

- ・窓口（来所）
- ・来所して質問しながら記入する人がいる



### 3-3 具体的な問い合わせ等の内容

#### ①医師届出票

- ・記入方法について
- ・診療科目に該当するものがない
- ・12月31日診療所が休診の場合、届出書を提出しなくてもいいのか
- ・12月31日に死亡したが、届出が必要か
- ・引退したがそれでも届出が必要か
- ・配布された届出票が不足しているので送付して欲しい
- ・非常勤医師の住所地に関する事
- ・届出は必須か、業務に従事していない場合も必要か
- ・用紙はコピーで良いか
- ・提出したくない、なぜ書かなければならないか
- ・医籍登録番号がわからない
- ・現在海外在住の場合も提出する必要があるか
- ・薬剤師の資格もあるがその届出はどうするのか
- ・返信用封筒や切手がない

#### ②歯科医師届出票

- ・医籍登録番号が分からない
- ・住所欄が小さくて書き切れない
- ・自宅電話番号は書きたくない
- ・届出期日について
- ・届出票の送付枚数が不足、複数勤務の場合各施設毎に提出するものか  
問合せ
- ・届出票が送付されてこない

### ③薬剤師届出票

- ・管轄区域外の住民から届出表を送って欲しいとの問合せがあり、こちらから届出表を送付し提出してもらうよう回答した。
- ・届出票の住所地の記入が現住所か
- ・兼務者の届出先
- ・再交付したので、最初の登録年月日がわからない
- ・届出票の不足分はコピーで良いか
- ・代理提出が可能か
- ・働いていないが届出が必要か
- ・登録年月日の記載について
- ・提出は FAX ではだめか

## 質問4 届出票の受領に関することについて

### 4-1 受領枚数

<u>回答数</u>	<b>440</b>	件
医師	202,705	枚
歯科医師	70,878	枚
薬剤師	174,460	枚

#### ・個人から

医師	1,163	枚
歯科医師	929	枚
薬剤師	7,409	枚

#### ・医師会、歯科医師会、薬剤師会等から

医師	1,643	枚
歯科医師	1,770	枚
薬剤師	3,463	枚

・医療機関から

医師	61,185	枚
歯科医師	20,620	枚
薬剤師	14,042	枚

病院（注）

医師	52,785	枚
歯科医師	1,384	枚
薬剤師	16,605	枚

診療所

医師	36,663	枚
歯科医師	28,933	枚
薬剤師	3,480	枚

・薬局から

薬剤師	41,779	枚
-----	--------	---

・介護老人保健施設・特別養護老人ホームから

医師	1,378	枚
歯科医師	6	枚
薬剤師	197	枚

・行政機関から

医師	713	枚
歯科医師	74	枚
薬剤師	1,722	枚

・（医師、薬剤師等のいる）企業から

医師	88	枚
歯科医師	4	枚
薬剤師	6,845	枚

・研究所から

医師	67	枚
歯科医師	0	枚
薬剤師	326	枚

・大学等の教育機関から（注）

医師	16,027	枚
歯科医師	3,249	枚
薬剤師	3,225	枚

・その他

具体的には、自衛隊補給処、個人希望者、無職者

医師	266	枚
歯科医師	248	枚
薬剤師	2,845	枚

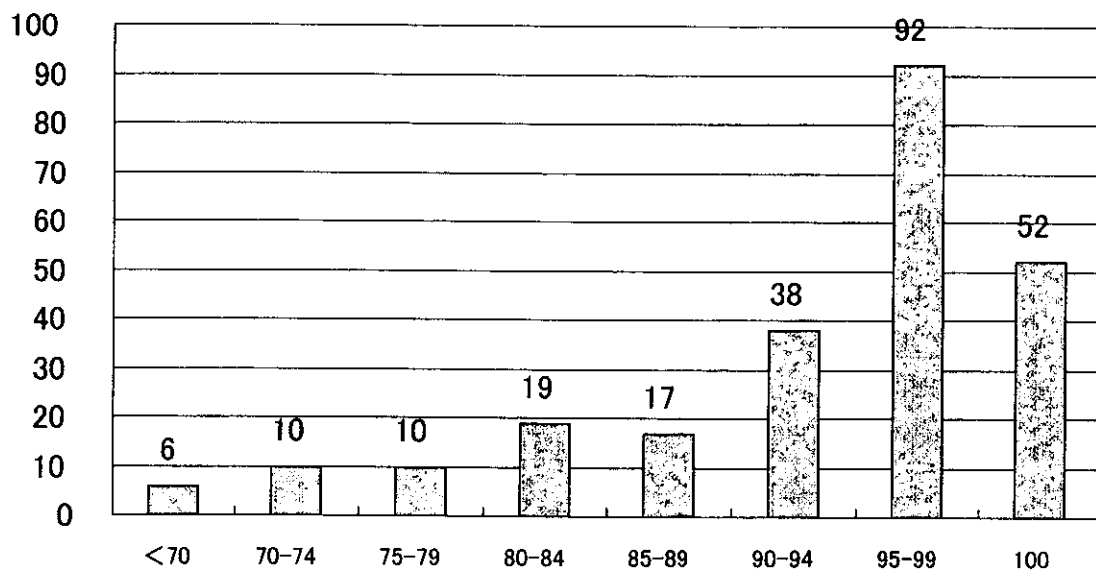
（注）大学の附属病院については、原則的に「教育機関」とした

4-2 前回調査時の受領枚数の総数

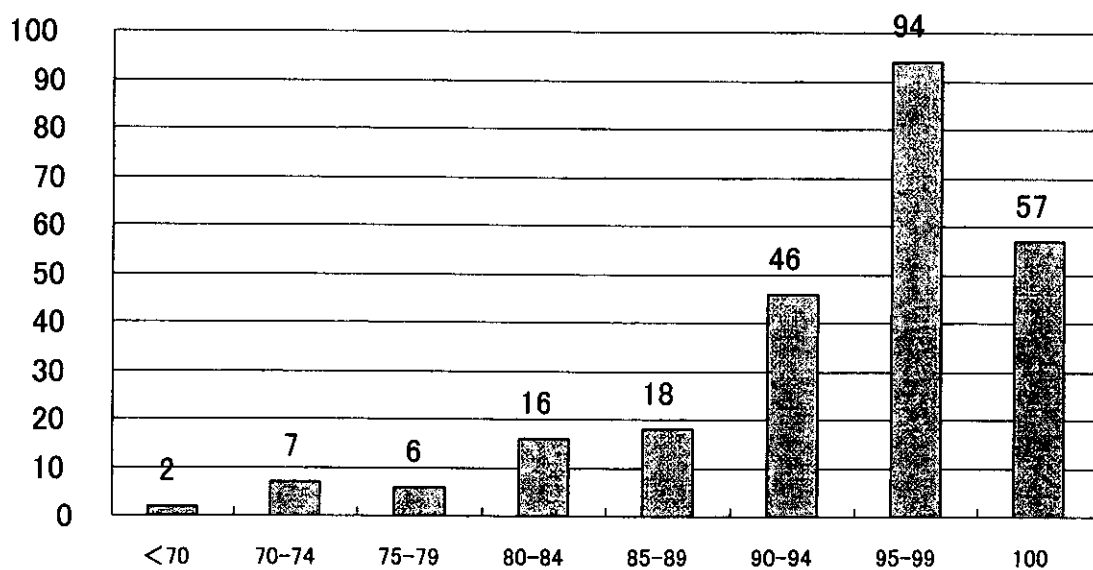
<u>回答数</u>	373	件
医師	174,593	枚
歯科医師	62,886	枚
薬剤師	143,747	枚

4-3 提出率の推定

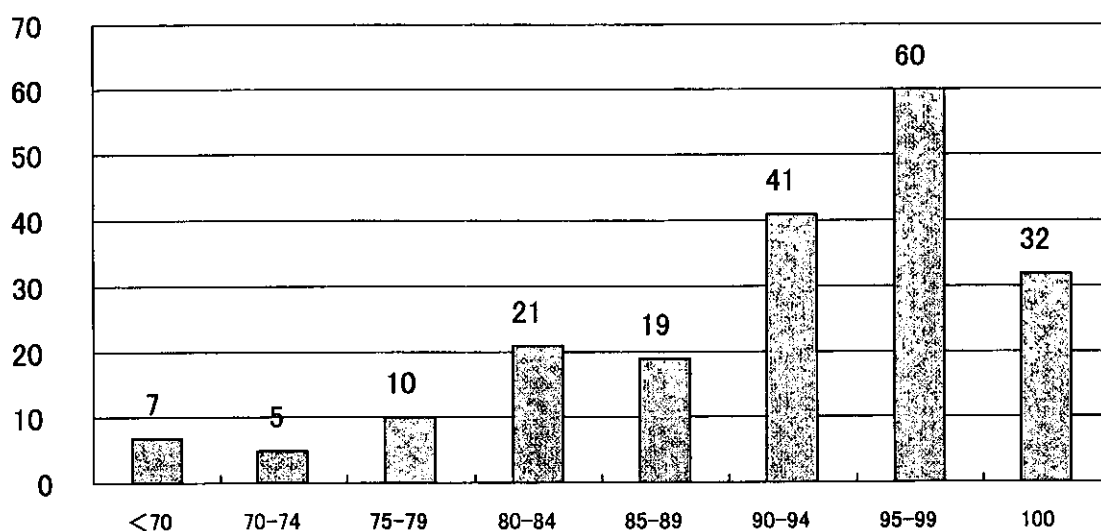
①医師 有効回答 244件



②歯科医師 有効回答 246件



③薬剤師 有効回答 195件



具体的な根拠の記載内容例

①医師届出票

- ・ 90% = 届出票の送付先が医療機関が主だから
- ・ 95% = 未就業者を全て把握することは不可能
- ・ 70% = 開設届を出している診療所の当該届の提出率から推測。
- ・ 100% = 把握対象は 全員提出確認済み
- ・ 100% = 個人ではなく勤務先へ一括送付している
- ・ 98% = 把握対象の中で未提出がある

②歯科医師届出票

- ・ 99.9% = 勤務している有資格者は 100%回収済み
- ・ 98% = 催促しても出してくれない 連絡が取れない
- ・ 100% = 広報が徹底していた
- ・ 100% = 免許保有者は就職している
- ・ 80% = 住所でも従事先でも提出できるため正確なことは不明
- ・ 95% = 歯科医師会加入者の割合から推定
- ・ 100% = 把握している対象者は全員提出した

③薬剤師届出票

- ・ 90% = 無職の者の未提出
- ・ 100% = 把握している対象者は全員提出
- ・ 85% = 前回提出数との比較により推定
- ・ 99% = 送付枚数をはるかに超える届出枚数があったのでこれくらい
- ・ 90% = 連絡がつかない対象者がいる
- ・ 90% = 母数がわからないが感覚的に

#### 4-4 提出状況に影響する要因とその対策として考えられること

- ・ 要因：医療施設の廃止等があると提出状況に影響がある
- ・ 対策：担当係との情報交換を密にする
- ・ 要因：勤務していない有資格者の届出義務の意識の低さ
- ・ 対策：周知の強化
- ・ 要因：2年に一度の届出義務を知らない人が多い
- ・ 対策：広報活動を行う事
- ・ 要因：提出拒否
- ・ 対策：広報等での周知、罰則の摘要
- ・ 要因：12月31日現在の状況を翌月の15日までとなっており期間が短いことが考えられる
- ・ 対策：法で定められていることであり難しい
- ・ 要因：免許を必要としない業務（又は、無職）の人は、提出する必要がないと思われる。
- ・ 対策：裏面の記入の注意にその旨記載する
- ・ 対策：全数把握のために、転居した場合は、転居先を報告することを義務づけ、調査時は自宅郵送の方法をとれば確実にするのは
- ・ 要因：施設によっては、本人ではなく事務員が一括して記入しており、本人が2年に1度届出をしなければならないとの自覚がない。
- ・ 対策：免許交付時などに周知できるようにしていただければと考える
- ・ 要因：法律に規定しているとはいえ、未提出でも実害がない
- ・ 対策：罰則を科す
- ・ 要因：返信用封筒、切手を同封できない
- ・ 要因：年末年始をはさんで、配付と受領を行わねばならない。12月遅くに配付すると、年末年始休暇中の問い合わせに答えられなくなるため、早めに配付しているが、そうすると、督促時には、届出用紙を紛失している方が多い（12月31日に提出される方も）
- ・ 対策：調査日を12月31日ではなく、他の時期にする



#### 4-5 督促の延べ回数

(施設もしくは個人に督促した行為を1回とカウント)

<u>全</u> <u>体</u>	<u>7,600</u> <u>回</u>
医師届出票	2,888 回
歯科医師届出票	1,991 回
薬剤師届出票	2,155 回

(4-6は欠番)

#### 4-7 受領で業務上困難な事項

有：145件 (31.9%)

- ・ 全数が大きいので、全数を把握できない (全体で約 11,000 人)
- ・ 届出票配布に手間と費用がかかる
- ・ 届出が法律上の義務であるとの認識が薄いため、保健所から届出票の郵送や督促を行わなければならない、受領に至るまでの作業負担が大きい
- ・ 提出期限後の提出が多い
- ・ 期限 1~2 ヶ月後に提出 (郵送) された届出票の処理
- ・ 年始の休業期間が入るせいもあり、受付が短期間に集中してしまう。少ない職員で対応するため、その期間中は他の業務が滞ってしまう
- ・ 返信用切手を同封する予算がない
- ・ 提出したのかどうか把握できない
- ・ 再交付後の年月日が記入してある場合が多い

#### 4-8 受領後、保健所で行う審査について

	<u>回答数</u>	<u>369</u> <u>件</u>
審査上、問題の生じた延件数	<u>全</u> <u>体</u>	<u>11,661</u> <u>件</u>
	医師届出票	4,100 件
	歯科医師届出票	1,887 件
	薬剤師届出票	4,098 件

## 具体的な問題の内容

### ①医師届出票

- ・登録番号と登録年月日の相違、記載もれ
- ・名簿登録年月日の誤り、届出票の重複
- ・現在の住所、住所欄に居住地ではなく住民登録地を記入してあった
- ・移籍番号と登録年月日の相関が不一致であった。
- ・帰化した場合の番号と取得年月日の不一致の確認
- ・自宅電話番号の未記入
- ・消化器外科の医師が消化器科と外科のどちらの番号も記入してきた
- ・登録年月日に再交付の年月日を記入
- ・籍登録番号について右詰で記入する注意書が必要
- ・勤務病院が兼任の医師から2枚出てきたりする

### ②歯科医師届出票

- ・登録番号と登録年月日の相違、記載もれ
- ・生年月日と登録年月日の記入ミス
- ・複数提出
- ・交付年月日の誤記入
- ・主たる診療科名の番号未記入
- ・登録年月日が変更後の年月日になっている人が多い。
- ・勤務者なのに開設者になっている
- ・帰化等により登録年月日と登録番号が相違する
- ・自宅の電話番号が未記入であるものが何十枚とあった
- ・乱筆の修正

### ③薬剤師届出票

- ・登録年月日と登録番号の正誤性
- ・登録番号と登録年月日の相違、記載もれ
- ・(初回)登録年月日に変更後の年月日になっている人が多い。
- ・現在の住所、登録番号、日付
- ・「取得年月日」婚姻後(名簿訂正後)の年月日の記載が多かった
- ・登録年月日へ籍訂正年月日を記入
- ・同一人物から2枚提出あり

質問5 医師・歯科医師・薬剤師調査の調査項目等について今後検討してほしい事項

有：142件(31.3%)

- ・もう少し簡素化してほしい。(例えば従事先名所のふりがな)
- ・調査を医師会等に委託して欲しい
- ・住所は市町村までとして、番地等は書かなくてもいいことにする
- ・電話番号の記入欄は廃止
- ・住所及び勤務地住所が書きづらい、(1)の住所欄が郡部の人にとっては小さい
- ・地方分権の主旨に基づき、政令市に対し、事務を委託する場合委託契約と十分な費用負担(委託費の交付)をしていただきたい
- ・調査対象者をどのように把握するのか、具体的に示して欲しい
- ・対象者リストを医籍を所管する国において作成してほしい
- ・籍登録年月日とは何なのかについて、調査票前面に記載して欲しい
- ・厚生労働省による広報の実施
- ・調査の期間延長(2年毎の年数を5年毎とかに延ばす)
- ・登録年月日の記載をやめること(免許データとして厚生労働省で保有しているのでは?)
- ・届出の様式をオンラインにして欲しい
- ・保健所で集計を行うのなら従事場所を提出先にしてほしい
- ・主たる診療科目欄を削除して欲しい
- ・主たる診療科目欄が現状にそぐわないことが多い

質問6 医師・歯科医師・薬剤師調査を含め、行政のオンライン化対策についてについての要望等

有：103件（22.7%）

- ・ 医籍登録番号、年月日等検索情報等で、確認できれば未記入の欄の補足など電話照会など必要なく事務の効率化が図られる。
- ・ 2年毎の調査は、極めて費用対効果が悪いと思われるので、①周期の延伸、②データベース化、③関連法令手続きとのリンケージ、④既在統計との再編等について検討してほしい
- ・ 前回届出内容をオンラインで確認するシステムがほしい。
- ・ 本人が厚生労働省へ直接メールで、届出が出来ると良い。
- ・ 届出用紙のインターネットによる取得は進めて欲しい。
- ・ オンライン化によって、業務量が増加する懸念がある。その対策を当初にきちんとたてること
- ・ オンライン化する場合は、財政支援が必要である
- ・ オンライン登録のデータはどこで受け付けるのか。保健所で受付をしないようチェックするのであれば問い合わせ等も可能かと思われるが、国一括で受付したものについて保健所として内容照会をすることは個人情報を扱ううえで問題がでてくるのではないか
- ・ 行政サイドで届出票の内容を入力画面に入力するという形式になると、入力ミス等おこり得るので、方法については十分検討願いたい
- ・ 利用マニュアルをきちんと作ること。特に行政以外の使用者がある場合。きちんとテストしてから稼動すること。（照合項目などの間違いが少なくない）。改善に関して、定期的（少なくとも2～3ヶ月に1回）に改善要望を把握し、要望に対する改善状況等の情報を提供すること。市町村等に多大なコスト負担を求めるようなシステム化は、助成制度を設けること
- ・ 「WISH」でなくても報告できるようにしてほしい
- ・ 業務軽減になるのであれば、報告のオンライン化を望む。結果について、地域毎に活用できるようなデータベースをなるべく早い時期に提供して欲しい
- ・ 省力化の点から、ある程度ファイルによる提出を進めた方が良い。ただ